



小値賀町公告第4号

小値賀町地域計画（案）の公告について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定により地域農業経営基盤強化促進計画（以下、地域計画）を定めるため、同法第19条第7項の規定により公告し、地域計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間終了の日までに縦覧に供した地域計画の案について町に意見書を提出することができる。

令和7年3月14日

小値賀町長 西村久之



- 1 地域計画の案の縦覧期間
自 令和7年3月14日
至 令和7年3月28日
- 2 地域計画の案の縦覧場所
小値賀町笛吹郷2376番地1
小値賀町産業振興課

以上